



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年6月14日（金） 第10206号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則（地域福祉課）	2
公 告	
○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	6
○土地改良区の定款変更認可（同）	7
○土地改良区連合の定款変更認可（同）	7
○令和6年度職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）	7
○都市計画高度利用地区の変更に係る縦覧（都市計画課）	8
○都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る縦覧（同）	8
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（同）	8
○同	9
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	9
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等の一部訂正	9
○同	10
○同	10
○同	11
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（中央児童相談所）	12
落 札	
○落札者等の決定（病院局経営戦略課）	14
正 誤	
○令和6年4月26日群馬県告示第122号（森林保全課）	14

■ 規則

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十六号

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

群馬県生活保護法施行細則(昭和二十八年群馬県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「(進学・就職準備給付金申請書)」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第二十一条の見出しを「(進学・就職準備給付金決定調書)」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第二十二条の見出しを「(進学・就職準備給付金決定通知書)」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
別記様式第五十一号を次のように改める。

別記様式第51号（規格A4）（第20条関係）

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

福祉事務所長 あて

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類
 - (1) 進学の場合
 - ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)
金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行除く)

記号

--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)
口座名義人

- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
緑町	理 事	再 任	戸塚敏夫	太田市東長岡町1475番地3
	同	同	深田雅史	同 緑町35番地
	同	同	深田善司	同 同 41番地1
	同	同	深田綾一	同 同 43番地1
	同	同	笠原仁美	同 同 61番地2
	同	同	酒井英城	同 同 120番地
	同	同	深田康靖	同 同 133番地3
	同	同	川田順一	同 同 723番地
	同	同	小林耕作	同 同 724番地
	同	同	川田泰之	同 同 735番地
	同	同	中野平四郎	同 同 737番地1
	同	同	川田雅夫	同 同 771番地
	同	同	坂本光章	同 同 798番地
	同	同	坂本公市	同 同 810番地
	同	同	藤澤武則	同 同 866番地
	同	同	村岡武	同 同 1874番地
	同	同	川田実	同 同 2128番地
	同	同	村岡茂	同 同 2152番地
	同	同	世鳥山光彦	同 矢田堀町122番地
	同	同	青木秀高	同 吉沢町5550番地7
同	同	深田幸宏	同 丸山町1633番地3	
	監 事	同	深田徹夫	同 緑町18番地3
	同	同	宮崎功	同 同 572番地3
	同	同	久保田實	同 同 1859番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により邑楽土地改良区の定款の変更を令和6年6月6日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、渡良瀬川下流土地改良区連合の定款の変更を令和6年6月6日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全ての職種
- 2 試験科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
 - (1) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - (2) 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
※詳しくは受験案内に掲載するので、確認すること。
 - (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 令和6年10月20日（日）午前10時30分から午前11時30分まで
- 5 試験場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁 29階291会議室
- 6 受験手続
 - (1) 受験申請書類
 - ア 受験申請書
 - イ 受験資格を証する書面
 - ウ 試験科目の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 - (2) 申請書類の提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部労働政策課
 - (3) 申請書類の受付期間 令和6年8月19日（月）から同年9月10日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。
 - (4) 受験手数料 3,100円

群馬県証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。払込書での納付を希望する場合は、令和6年9月2日（月）までに群馬県産業経済部労働政策課へ連絡すること。ただし、試験の全部が免除となる者の受験手数料は、不要とする。

(5) 受験票 受験申請書を受理した後、受験票を申請者宛て送付する。

7 合否判定基準 満点の6割以上の得点がある場合について合格とする。

8 合格発表 令和6年11月13日（水）に合格者宛て通知するとともに、群馬県ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 その他

(1) 受験申請書は、群馬県産業経済部労働政策課、県民センター、各県立産業技術専門校、各行政県税事務所及び群馬県職業能力開発協会において配布する。

(2) 受験申請書の送付を希望する者は、令和6年8月26日（月）までに群馬県産業経済部労働政策課へ連絡すること。

(3) 試験について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課技術人材係（電話027-226-3414）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画高度利用地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画高度利用地区 高崎駅東口栄町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年5月23日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画第一種市街地再開発事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画第一種市街地再開発事業 高崎駅東口栄町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年5月23日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、

館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 館林大島地区の決定ほか2地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年5月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 明和大輪中工業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年5月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 明和大輪中工業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年5月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等について、新井祥子後援会の代表者中澤康治から訂正の報告があったので、政治団体の名称等の告示（令和4年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年6月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野 清明

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の下線を付した部分のように改める。

訂正後	新井祥子後援会	中澤康治	<u>菊地明則</u>	吾妻郡草津町草津559-34
		令和4年1月28日		
訂正前	新井祥子後援会	中澤康治	<u>菊池明則</u>	吾妻郡草津町草津559-34
		令和4年1月28日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等について、南ちはる後援会の代表者猿渡千晴から訂正の報告があったので、政治団体の名称等の告示（令和5年群馬県選挙管理委員会告示第112号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年6月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の下線を付した部分のように改める。

訂正後	南ちはる後援会	<u>猿渡千晴</u>	南みつ江	北群馬郡榛東村広馬場2516
		令和5年3月8日		
訂正前	南ちはる後援会	<u>南千晴</u>	南みつ江	北群馬郡榛東村広馬場2516
		令和5年3月8日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等について、しまだ宏幸後援会の代表者島田宏幸から訂正の報告があったので、政治団体の名称等の告示（令和5年群馬県選挙管理委員会告示第138号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年6月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

次の表により、2の項の表中訂正前欄に掲げる事項の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の下線を付した部分のように改める。

訂正後	しまだ宏幸後援会	島田宏幸	<u>島田正己</u>	邑楽郡明和町新里430-5
		令和5年6月19日		
訂正前	しまだ宏幸後援会	島田宏幸	<u>島田正己</u>	邑楽郡明和町新里430-5

	令和5年6月19日	
--	-----------	--

◎群馬県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等について、滝原綾後援会の代表者滝原綾から訂正の報告があったので、政治団体の名称等の告示（令和5年群馬県選挙管理委員会告示第165号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年6月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

(1)を削り、次の表により、訂正前欄に掲げる事項の下線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の下線を付した部分のように改め、訂正後欄に掲げる部分に波線を付した事項で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

訂正後	<u>国会議員関係政治団体以外の政治団体</u>			
	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日			
	木部ひでと後援会	木部秀人	木部秀人	前橋市元総社町2-26-33
	令和5年11月1日			
	<u>滝原綾後援会</u>	<u>滝原綾</u>	<u>滝原綾</u>	<u>伊勢崎市国定町2-2108-15</u>
	<u>令和5年11月24日</u>			
訂正前	(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体			
	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日			
	木部ひでと後援会	木部秀人	木部秀人	前橋市元総社町2-26-33
	令和5年11月1日			
三ツ村由紀後援会	三ツ村由紀	三ツ村佰之	邑楽郡邑楽町狸塚160	
令和5年11月27日				

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年6月14日

群馬県中央児童相談所長 入澤 康行

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県中央児童相談所児童一時保護所等調理業務委託
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和6年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 履行場所 群馬県中央児童相談所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年6月24日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年7月16日（火）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県中央児童相談所企画調整係へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 過去5年以内に、児童相談所一時保護所、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校又は病院において給食調理業務を1年以上誠実に履行した実績又はこれと同等のものがあること。
- (9) 過去3年間において、食中毒を起こしたことがないこと。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2166 群馬県前橋市野中町360番地1 群馬県中央児童相談所 担当 楠 由子 電話027-226-5587

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページからのダウンロードによる。なお、群馬県ホームページからの取得が困難な場合にあっては、事前連絡のうえ、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年7月23日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年7月19日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「児童一時保護所等調理業務委託の入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月31日（水）午前10時 群馬県中央児童相談所一時保護所多目的会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県中央児童相談所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「児童一時保護所等調理業務委託入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: IRISAWA Yasuyuki, Director of the Gunma Chuo Child Guidance Office

(2) Nature and quantity of the services to be required: Prepared food service for temporary shelter of Gunma Chuo Child Guidance Office

(3) Fulfillment period: From October 1, 2024 to September 30, 2027

(4) Fulfillment place: Gunma Chuo Child Guidance Office

(5) Procedure for obtaining tender documents: Download from the Gunma Prefecture website. If problems

arise with the download, tender documents may be obtained at the location specified below in item (8) upon request in advance of bidding

(6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Friday, July 19, 2024 at 5:00 p.m.

(7) Time-limit for tender: Wednesday, July 31, 2024 at 10:00 a.m. (tender by registered mail must be received by Tuesday, July 30, 2024 at 5:00 p.m.)

(8) For further details, please contact: KUSUNOKI Yuko, Planning and Adjustment Group of Gunma Chuo Child Guidance Office. 360-1, Nonaka-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2166, Japan, TEL 027-226-5587 (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年6月14日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る業務名及び数量 群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局経営戦略課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年5月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社群桐産業 群馬県太田市大原町78番地1
- 5 落札金額 76,078,965円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年4月16日

■ 正誤

○告示正誤

令和6年4月26日群馬県告示第122号（解除予定保安林）

発行番号	ページ	行	誤	正
第10194号	5	6	2275の3、2305の2	2275の3、2305の2（以上2筆国有林）

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111